

奈良県病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十八号

奈良県病院事業会計規則の一部を改正する規則

奈良県病院事業会計規則（昭和四十七年三月奈良県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

「第八章 決算（第七十二条―第七十四条）
目次中 第九章 雑則（第七十五条―第七十八条）」
を 第九章 決算（第七十三条
第十章 雑則（第七十六条

第七十二条）

―第七十五条）に改める。

―第七十九条）

第二条第一項中「医療政策部医療管理課」を「医療政策部病院マネジメント課」に、
「医療管理課」を「病院マネジメント課」に改め、同条第二項中「医療管理課」を
「病院マネジメント課」に改める。

第三条の見出し中「医療管理課長等」を「病院マネジメント課長等」に改め、同条中
「医療管理課長、病院長並びに奈良県立奈良病院附属看護専門学校、三室病院附属看護
専門学校及び五條病院附属看護専門学校」を「病院マネジメント課長、病院長及び奈良
県立五條病院附属看護専門学校」に改める。

第八条第二項中「医療管理課長」を「病院マネジメント課長」に改める。

第六十一条各号を次のように改める。

一 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 車両

オ 器械、備品及び放射性同位元素（耐用年数が一年以上かつ取得価格が十万円以上
のものに限る。）

カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産

であつて、当該リース物件がアからオまでに掲げるものである場合に限る。）

キ 建設仮勘定（イからオまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ク 有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

二 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 施設利用権

エ 電話加入権

オ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であつて、当該リース物件がアからエまでに掲げるものである場合に限る。）

カ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

三 投資その他の資産

ア 投資有価証券（一年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

オ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産
第六十二条第三号中「適当な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第七十八条を第七十九条とし、第七十七条を第七十八条とし、第七十六条を第七十七条とする。

第七十五条第一項及び第二項中「医療管理課長」を「病院マネジメント課長」に改め、同条を第七十六条とする。

第九章を第十章とする。

第七十四条第一項中「医療管理課長」を「病院マネジメント課長」に改め、後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュフロー計算書の作成は、間接法によるものとする。
第七十四条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、

第五号の次に次の一号を加える。

六 キャッシュ・フロー計算書

第七十四条第二項中「医療管理課長」を「病院マネジメント課長」に改め、同条を第七十五条とする。

第七十三条を第七十四条とする。

第七十二条中第五号を第六号とし、第三号及び第四号を次のように改める。

三 繰延収益の償却

四 資産の評価

第七十二条第四号の次に次の一号を加える。

五 引当金の計上

第七十二条を第七十三条とし、第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 退職給付引当金

第七十二条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において病院職員全員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

別表第一中「医療管理課長」を「病院マネジメント課長」に、「医療管理課経理」を「病院マネジメント課経理」に、「医療管理課」を「病院マネジメント課」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

収益勘定

款	項	目	節	説明
病院事業収益	医業収益	入院収益	入院収益	医業活動に係る収益
		外来収益	外来収益	入院医療に係る収益
		その他医業収益	外来収益	外来医療に係る収益
		室料差額収益	室料差額収益	上級室使用等に係る収益
		公衆衛生活動収益	公衆衛生活動収益	各種の集団的健康診断、予防接種等公衆衛生活動に係る収益
		医療相談収益	医療相談収益	人間ドック等個別的健康診断に係る収益
		受託検査施設利用収益	受託検査収益	受託検査収益、医療設備及び器械を他の医療機関に利用させた場合の収益等
		その他医業収益	受託検査収益	文書手数料、消毒料、容器代等前記の科目に属さない収益
			受取利息及び配当金	医業活動以外の原因から生ずる収益
			受取利息、配当金等の収益	
	医業外収益	受取利息及び配当金	預金利息	預貯金の利息
			有価証券利息	有価証券の利息
			配当金	
		他会計補助金	他会計補助金	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
		補助金	補助金	医業費用の補助の目的で交付された国庫補助金等
		負担金交付金	負担金交付金	法第17条の2の規定により一般会計から受け入れた負担金又は法令その他により、他の団体の事業を受託執行し、その費用を交付されたもの
		患者外給食収益	患者外給食収益	職員、付添人等の給食に係る収益
		長期前受金戻入	長期前受金戻入	地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち医業外収益として整理するもの
		退職給付引当金戻入益	退職給付引当金戻入益	
		賞与引当金戻入益	賞与引当金戻入益	
		貸倒引当金戻入益	貸倒引当金戻入益	
		消費税及び地方消費税還付金	消費税及び地方消費税還付金	
		その他医業外収益	有価証券売却収益	有価証券の売却代金とその帳簿価格との差益
			不用品売却収益	不用品の売却代金
			その他医業外収益	公舎使用料、財産の貸付料その他前記の科目に属さない収益
	看護師養成事業収益	他会計補助金	他会計補助金	看護師養成に係る支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
		補助金	補助金	看護師養成補助の目的で交付された国庫補助金等

	特別利益	負担金交付金 その他看護師養成事業収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	負担金交付金 その他看護師養成事業収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	授業料、入学考査料、文書手数料等 当年度の経常的収益から除外すべき利益 固定資産の売却価格が当該固定資産の売却時の帳簿価格を超える金額 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
--	------	--	--	--

費用勘定

款	項	目	節	説明
病院事業費用	医業費用	給与費	給料 手当 賃金 法定福利費 退職給付費 賞与引当金繰入額 その他引当金繰入額	職員又はこれらに準ずる職員に労働の対価として支払われる費用及び法定福利費 職員の給料 職員の各種手当 臨時又は非常勤職員の報酬又は賃金 各種社会保険料、労災補償費等法令の定めるところにより福利厚生のために負担する費用 退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額 賞与引当金として計上するための繰入額
		材料費	薬品費 診療材料費	医療及び入院患者の給食のために消費されるもの 投薬用薬品、注射用薬品（血液及びプラズマを含む。）その他薬品の費用 ア）診療用材料として直接消費されるもの 例えば、レントゲンフィルム、酸素、ギブス粉、ガーゼ、脱脂綿、氷等の費用 イ）診療用具（患者の用に供するものを含む。） ）等であつて、1年以内に消費するもの 例えば、注射針、注射筒、ゴム管、薬瓶試管、シャーレ、体温計、水枕等の費用 ウ）半減期が1年未満の放射性同位元素の費用
			給食材料費 医療消耗備品費	ア）患者給食のため、消費する食品の費用 イ）患者給食用具等であつて、1年以内に消耗するもの 例えば、ざる、たわし、食器、食器用洗剤等の費用 診療用具（患者の用に供するものを含む。）患者給食用具等であつて、減価償却を必要としないもののうち、1年を超えて使用できるもの 例えば、聴診器、血圧計、かん子鉤類、なべ、自動天秤等の費用
		経費	厚生福利費 賃金 報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費	医業費用のうち、給与費、材料費、減価償却費、資産減耗費及び研究研修費以外の費用 職員及びその家族に対する法定外福利費 人夫の賃金等 報償費、奨励金等 業務のための出張旅費、有料道路使用料、駐車場使用料等の費用 職員に支給し、又は貸与する白衣、作業服等の費用 事務用、管理用等に使用するものであつて、1年以内に消耗するもの

			消耗備品費	例えば、帳簿、諸用紙、ペン先、印肉、ゴム印等の事務用品、タイプ活字、電球、洗剤、掃除用品等の費用 事務用及び管理用の用具等で、1年を超えて使用できるものであつて、減価償却を必要としないものの費用
			光熱水費 燃料費	電気料、ガス料、水道料等の費用 石炭、重油、ガソリン、プロパンガス、まき等の費用
			食糧費	会議用、式典用及び応接用の茶菓子、弁当等の費用
			印刷製本費	印刷又は製本の対価として支払う費用
			修繕費 保険料	固定資産等の維持修繕に必要な費用 火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の保険料
			賃借料	土地及び建物の賃借料、タクシー借上料、設備器械の使用料等の費用
			通信運搬費 委託料	電信料、電話料、郵便料、搬送料等の費用 検査委託料、洗濯委託料、ボイラー検査手数料、し尿取扱料、フィルムバッチ、器械器具の保安点検料その他委託した業務の対価として支払われる費用
			諸会費 交際費	各種団体に対する会費 病院長等の交際費
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
			雑費	
		減価償却費	建物減価償却費	建物（建物附属設備を含む。）に対する減価償却費
			構築物減価償却費	構築物に対する減価償却費
			器械備品減価償却費	器械備品に対する減価償却費
			車両減価償却費	車両に対する減価償却費
			放射性同位元素減価償却費	放射性同位元素に対する減価償却費
			リース資産減価償却費	リース資産に対する減価償却費
			その他有形固定資産減価償却費	その他有形固定資産に対する減価償却費
			無形固定資産減価償却費	無形固定資産に対する減価償却費
		資産減耗費	たな卸資産減耗費	貯蔵品の破損、変質、滅失等による減耗費
			固定資産除却費	有形固定資産の除却又は廃棄損及び撤去費
		研究研修費	研究材料費	研究材料（動物、飼料等を含む。）の費用
			謝金	研究研修のために招へいした講師に対する謝礼金等の費用
			図書費	研究研修用の図書費
			旅費	研究研修に要した旅費（各種学会、講習会旅費等）
			消耗備品費 研究雑費	研究研修に使用する印刷費、消耗品、研修会費等上記科目に属さない費用
	医業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息	企業債、他会計借入金等に対する利息並びに企業債の手数料及び取扱費
			長期借入金利息	企業債に対する利息 長期借入金に対する利息
			一時借入金利息	一時借入金に対する利息
			企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還のつど支払う手数料及び取扱費
			リース資産支払利息	リース資産に対する利息
		患者外給食材料費		

	看護師養成事業費用	消費税及び地方消費税 雑損失	患者外給食材料費	ア) 職員、付添人等の給食のため消費する食品の費用 イ) 職員、付添人等の給食用具等であつて、耐用年数が1年未満のものの費用
			消費税及び地方消費税	
			消費税損失 不用品売却原価	収益的支出に係る控除対象外消費税 不用となったものの売却原価（医業外収益「不用品売却収益」に対応するもの）
			その他雑損失	その他雑損失（使用料の不納欠損処分をしたものを含む。）
		看護師養成費	看護師養成費	看護師養成事業に係る費用
			給料	
			手当	
			賃金	
			法定福利費	
			退職給付費	
			賞与引当金繰入額	
			その他引当金繰入額	
			教材費	
			給食材料費	
			厚生福利費	
			報償費	
			旅費交通費	
			被服費	
			消耗品費	
			消耗備品費	
			光熱水費	
			燃料費	
			食糧費	
			印刷製本費	
			修繕費	
			通信運搬費	
			委託料	
			交際費	
			修繕引当金繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	
			貸倒引当金繰入額	
			雑費	
特別損失		固定資産売却損		当年度の経常的費用から除外すべき損失
			固定資産売却損	固定資産の売却価格が当該固定資産の売却時の帳簿価格に不足する金額
		固定資産除却損		
			固定資産除却損	固定資産の除却費用が当該固定資産の除却時の帳簿価格に不足する金額
		減損損失		
			減損損失	事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものについて、当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失
		災害による損失	災害による損失	災害による巨額の臨時損失
		過年度損益修正損	過年度損益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
		その他特別損失	その他特別損失	

資産勘定

款	項	目	節	説明
固定資産				

流動資産	有形固定資産	土地 土地減損損失累計額 建物 建物減価償却累計額 建物減損損失累計額 構築物 構築物減価償却累計額 構築物減損損失累計額 器械備品 器械備品減価償却累計額 器械備品減損損失累計額 車両 車両減価償却累計額 車両減損損失累計額 放射性同位元素 放射性同位元素減価償却累計額 放射性同位元素減損損失累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 リース資産減損損失累計額 建設仮勘定 その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累計額 その他有形固定資産減損損失累計額	事業に使用することを目的として所有する土地、建物、構築物、車両その他の有形固定資産 土地の取得に要した費用及び樹木 土地の減損損失累計額 建物（建物附属設備を含む。）の取得に要した費用 建物に対する減価償却累計額 建物の減損損失累計額 貯水池、門、へい等建物及び附属設備以外の工作物であつて土地に定着するもの 構築物の減価償却累計額 構築物の減損損失累計額 器械、器具、備品等 器械備品の減価償却累計額 器械備品の減損損失累計額 自動車等（室内運搬具を除く。） 車両の減価償却累計額 車両の減損損失累計額 診療用の放射性同位元素 放射性同位元素の減価償却累計額 放射性同位元素の減損損失累計額 有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産 リース資産の減価償却累計額 リース資産の減損損失累計額 有形固定資産の建設又は改良のため支出した事業費で工期が原則として一事業年度を超える場合 上記以外の有形固定資産
	無形固定資産	借地権 地上権 電話加入権 リース資産 その他無形固定資産	有償取得のものを対象とする。 土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利 民法第265条に規定する権利 電話の新設又は増設に伴う設備負担金、加入料、装置料等 無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産 上記以外の無形固定資産
	投資その他の資産	投資有価証券 長期貸付金 貸倒引当金（長期貸付金） 出資金 長期前払消費税 その他投資	投資その他の目的をもつて所有する資産 有価証券で投資その他の目的をもつて所有するもの 返済期日が貸借対照基準日から起算して1年以上となる貸付金 長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 他企業への出資金 資産に係る控除対象外消費税額の全部又は一部 上記以外の投資

繰延資産	現金預金	現金預金		
	未収金	現年度未収金	現年度団体未収金 現年度個人未収金 現年度医業外未収金 現年度資本的未収金 現年度その他未収金	現年度の未収金 医業収益の未収金のうち団体に係るもの 医業収益の未収金のうち個人に係るもの 医業外収益の未収金 資本的収入の未収金 上記以外の未収金
		過年度未収金	過年度団体未収金 過年度個人未収金 過年度医業外未収金 過年度資本的未収金 過年度その他未収金	過年度の未収金 過年度の医業収益の未収金のうち団体に係るもの 過年度の医業収益の未収金のうち個人に係るもの 過年度の医業外収益の未収金 過年度の資本的収入の未収金 上記以外の過年度未収金
		未収消費税及び地方消費税還付金		消費税及び地方消費税納付に伴い発生した還付金に係るもの
	貸倒引当金（未収金） 有価証券			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	貯蔵品	有価証券 薬品 診療材料 給食材料 その他貯蔵品		有価証券で一時的に所有するもの 第4条に規定するたな卸資産 薬品のたな卸高 診療材料のたな卸高 給食材料のたな卸高 上記以外のものに係るたな卸高
	短期貸付金	一般短期貸付金 他会計貸付金		返済期日が貸借対照基準日から起算して1年内となる貸付金 他会計に対する貸付金のうち貸借対照基準日から起算して1年以内に返済期日が到来するもの
	貸倒引当金（短期貸付金） 前払金			短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		前払金		有形固定資産の建設又は改良のため予約金として前渡した金額その他これに類するもの
	未収収益			一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの
	貸倒引当金（未収収益） その他流動資産			未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		前払費用		前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的役務の提供を受ける場合、いまだ提供されない役務に対し支払われた対価で貸借対照日から起算して1年以内で費用化されるもの
		前払消費税及び地方消費税 仮払消費税及び地方消費税 その他流動資産		中間納付に係る消費税 仕入に係る消費税 上記以外の流動資産
	繰延資産			
	繰延資産	災害損失		災害による巨大な損失で剰余金で補填できないもの

負債勘定				
款	項	目	節	説明
固定負債	企業債			

流動負債		建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成１８年総務省令第５４号）第１２条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（１年以内に償還期限の到来するものを除く。）
		その他の企業債	建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（１年以内に償還期限の到来するものを除く。）
	長期借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金	建設改良費等の財源に充てるために外部から調達した借入金（１年以内に返済期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために外部から調達した借入金（１年以内に返済期限の到来するものを除く。）
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金 その他の他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（１年以内に返済期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（１年以内に返済期限の到来するものを除く。）
	リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（１年以内に支払期限の到来するものを除く。）
	引当金	退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金	特定の支払に充てるためあらかじめ毎年度の費用として計上され引き当てられたもの将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当金 教事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金
	その他固定負債		上記以外の固定負債
	一時借入金 企業債		法第２９条に規定する一時借入金
	短期借入金	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債	１年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債 １年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための短期借入金 その他の短期借入金	１年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために外部から調達した借入金 １年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために外部から調達した借入金
	リース債務	建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金 その他の他会計借入金	１年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金 １年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	未払金	現年度未払金	物品、用役等の対価に対する債務 現年度の未払金 薬品の未払金 その他医業費用の未払金 医業外費用の未払金 資本的支出の未払金 上記以外の未払金
		現年度薬品未払金 現年度その他医業未払金 現年度医業外未払金 現年度資本的未払金 現年度その他未払金	

繰延収益	未払費用	過年度未払金	過年度薬品未払金 過年度その他医薬未払金 過年度医薬外未払金 過年度資本的未払金 過年度その他未払金	過年度の未払金 過年度薬品未払金 過年度その他医薬費用の未払金 過年度医薬外費用の未払金 過年度資本的支出の未払金 過年度の上記以外の未払金
	前受金			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、既に履行された部分に対する未払額 相手方から既に対価を受け取ったもののうち、病院においていまだ債務を履行していないもの
	前受収益	医薬前受金 その他前受金		医薬収益に係る前受金 上記以外の前受金 前受利息、前受賃貸料等一定の契約に従い継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額
	引当金			引当金のうち、通常1年以内に使用される見込みのもの 将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当金（固定負債に計上するものを除く。） 翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
		退職給付引当金		
		賞与引当金		
		修繕引当金		病院の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
		特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（固定負債に計上するものを除く。）
	その他流動負債	その他引当金		
		預り金 預り有価証券 未払消費税及び地方消費税 仮受消費税及び地方消費税 その他流動負債		所得税、住民税等の事業外現金 担保等の目的のため保管した証券 課税売上に係る消費税及び地方消費税 上記以外の流動負債
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金金額
	長期前受金収益 化累計額			

資本勘定

款	項	目	節	説明
資本金	資本金	出資金 組入資本金		他会計から出資金 剰余金を資本金に組み入れた場合の組入額
剰余金	資本剰余金	国庫補助金 受贈財産評価額 寄附金 その他資本剰余金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた国庫補助金等 償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額等 償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金

	利益剰余金			
		減償積立金		条例第4条第1項の規定により企業債の償還に充てるために積み立てた額
		利益積立金		条例第4条第2項の規定により欠損金をうめるために積み立てた額
		建設改良積立金		条例第4条第2項の規定により建設又は改良のために積み立てた額
		当年度末処分利益剰余金（又は当年度末処理欠損金）		当年度末における繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額に当年度の純利益（又は純損失）の金額を加減した額
			繰越利益剰余金 年度末残高（又は繰越欠損金 年度末残高）	前年度末処分利益剰余金（又は前年度末処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分額（又は前年度欠損処理額）を控除した額
			当年度純利益 （又は当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（又は純損失）

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。